

北海道告示第10847号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年5月30日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その4)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費</p> <p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務に必要な経費を交付するため、福祉事務所を設置しない町村に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>福祉事務所を設置しない町村</p>	<p>低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務のために必要な超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、給料及び超過勤務以外の諸手当（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報酬、職員旅費、需用費（消耗品費、会議費、燃料費、印刷製本費、光熱水費等）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、使用料及び賃借料、共済費（会計年度任用職員及び臨時的任用職員に関するものに限る。）、報償費、委託料、負担金、その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>10分の10 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>		<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部社会福祉課を経由すること。</p>